

# 令和4年度 福島県地域開発事業 決算の概要

小名浜臨海工業団地



田村西部工業団地



会津若松工業団地



令和5年10月  
福島県 企業局

# 1 事業概要

本県に企業を誘致し、産業の振興や雇用の創出に寄与するため、工場用地をはじめ、業務用地、住宅用地を造成し、供給する事業を行ってきました。これまでに**13の工業団地等の造成**を行い、**154社の企業誘致により約1万5千人の雇用を創出**しました。

事業の廃止決定に伴い、令和2年度末をもって未分譲資産を福島県の商工労働部へ移管しております。

令和3年度以降は、事業の企業債残債の償還業務、決算、事業の清算を行ってまいります。

# 2 決算概要

一般会計から負担金13.3億円を繰り入れ、企業債の繰上償還の財源に充てております。その負担金を営業外収益として計上することで、**約13.1億円の純利益**となり、**累積欠損金は約126億円**となりました。

# 3 計画と実績の比較

営業外収益は、企業債償還財源となる一般会計負担金を受け入れ、計画どおりとなりました。

(単位 千円)

項目	R4計画(a)	R4実績(b)	R3実績(c)	増減(b)-(a)	増減(b)-(c)
事業収益	1,330,004	1,330,003	1,330,008	△1	△5
経常収益	1,330,003	1,330,003	1,330,008	0	△5
営業収益	0	0	0	0	0
営業外収益	1,330,003	1,330,003	1,330,008	0	△5
一般会計負担金	1,330,000	1,330,000	1,330,000	0	0
その他	3	3	8	0	△5
特別利益	1	0	0	△1	0
事業費用	21,139	20,832	45,830	△307	△24,998
経常費用	21,138	20,832	45,830	△307	△24,998
営業費用	7,313	7,009	18,991	△304	△11,982
人件費	7,185	6,998	7,448	△187	△450
報償費	0	0	11,500	0	△11,500
その他	128	11	43	△117	△32
営業外費用	13,825	13,823	26,839	△2	△13,016
支払利息	13,824	13,823	26,839	△1	△13,016
雑支出	1	0	0	△1	0
特別損失	1	0	0	△1	0
当年度純利益	1,308,865	1,309,171	1,284,178	306	24,993

## 4 課題への対応状況

### ①企業債の繰上償還と累積欠損金解消の着実な実行

平成30年度より一般会計から繰り入れている負担金（毎年度13.3億円）を財源として企業債（残債）の繰上償還を行い、利子負担の軽減を図っております。また、その負担金を営業外収益として計上することで生じる純利益は、毎年度、累積欠損金と相殺するとともに、令和6年度まで資本金を減資することで、累積欠損金の解消を図ってまいります。

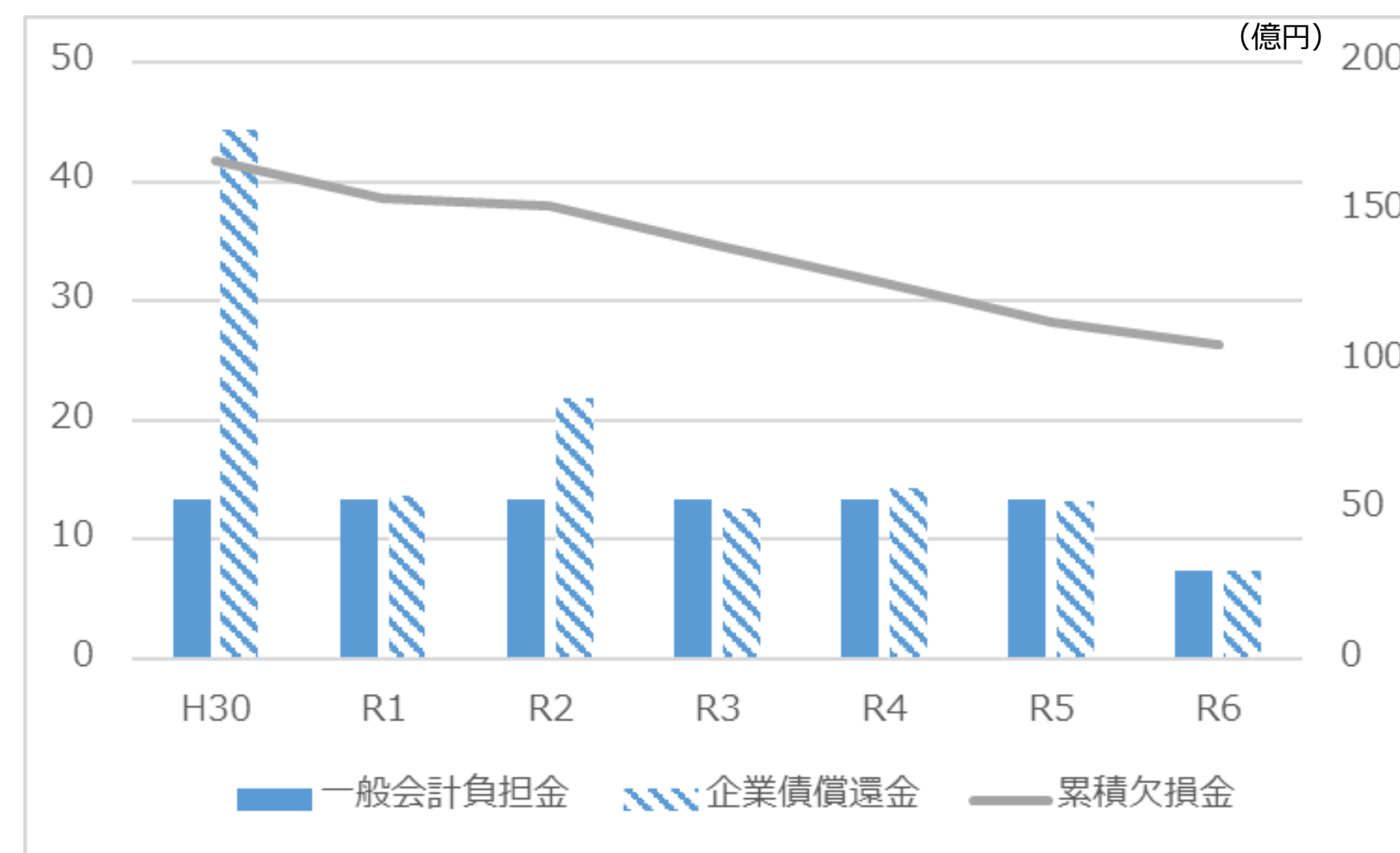
【支払利息軽減額】

1億9,506万円（・R4 2,172万円、・H30～R3 1億7,334万円）

企業債の繰上償還と累積欠損金解消の推移

（単位 億円）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (予定)	R6 (予定)	計
一般会計負担金	13.30	13.30	13.30	13.30	13.30	13.30	7.37	87.17
企業債償還金	44.36	13.69	21.84	12.62	14.32	13.14	7.37	127.34
累積欠損金	166.82	154.68	151.93	139.08	125.99	112.85	105.71	—



### ②工業団地早期分譲に向けた商工労働部との連携

令和2年度末に未分譲地を移管した商工労働部に対して、これまでの企業局における企業誘致の知見を商工労働部と共有し、分譲・造成に関するノウハウなど技術的なアドバイスを引き続き行ってまいります。

### ③地域開発事業の廃止に向けた会計処理

地域開発事業の廃止（令和3年2月議会（施行期日：令和7年4月1日））に伴い、未分譲地の販売業務は商工労働部に移管されましたが、令和6年度までの企業債残債償還、決算処理、事業の清算等の業務については、企業局において対応してまいります。

令和7年度における令和6年度の決算認定と決算認定後の総務省への報告（地方公営企業法適用状況異動報告書の提出）までは、進捗管理し、着実に手続きを進めてまいります。

# 【参考】地域開発事業における企業債の概要 - 成果と実績の視点から -

	目的・特徴	概要図	成果・実績	～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
田村西部 工業団地	<p>阿武隈地域総合開発計画の産業拠点とするため、磐越自動車道船引三春インターチェンジ隣接地に造成した大規模工業団地</p> <p>残り約1.1haも立地協定を締結済み（H28.5.30）</p>		<p>「田村西部」地区は、福島空港の候補地として注目されましたが、昭和57年2月に「須賀川東」地区に決定された後、当該地域の振興を図るため地元からの要望に基づき開発してきました。大手自動車メーカーが東北地域を第三の拠点とする動き等と連動しながら、工業製品出荷額が年間数百億円まで高まっているように、地域経済を着実に牽引しています。</p>							
いわき四倉中核工業団地（第2期区域）	<p>「浜通り南部の工業用地不足の解消」と「産業集積による復興の加速化」などを目的に造成した工業団地</p> <p>第16回福島県東日本大震災復興・復興本部会議（H24.10）で「復興・再生に向けた工業団地整備の基本方針」で了承され、復興に向けた喫緊の対応として県で整備を検討していく工業団地とされました。</p>		<p>同第1期区域は、商工労働部から企業局に販売が委託され、第2期の造成と併せて企業誘致に取り組んできました。再生可能エネルギー（風力関係）の企業誘致を図ることで、産業集積に向けて弾みが付きました。また、航空宇宙分野の企業立地も実現し、県が進める重点分野の産業振興策と連動し、福島県の復興を進めてきました。</p>							
白河複合型 拠点整備事業	<p>「職・住・悠」が調和する新しいタイプの産業団地として、市街地に隣接している3つの地区に工場用地、従業員のための住宅用地、そして業務管理兼住宅用地を一体的に整備し、首都圏から本社機能等を含めた企業の移転を誘導することで、地域の産業の高度化を図る拠点</p>		<p>住宅団地207区画を整備し、居住人口増加と隣接する工業団地等の雇用者増加を図り、地元の経済活性化と発展に寄与してきました。</p> <p>商工労働部に移管された年にも、分譲実績があり、新白河ビジネスパークは残り2区画となっています。</p> <p>分筆し、残2区画</p>							

償還期間：R5まで

R2で償還済み

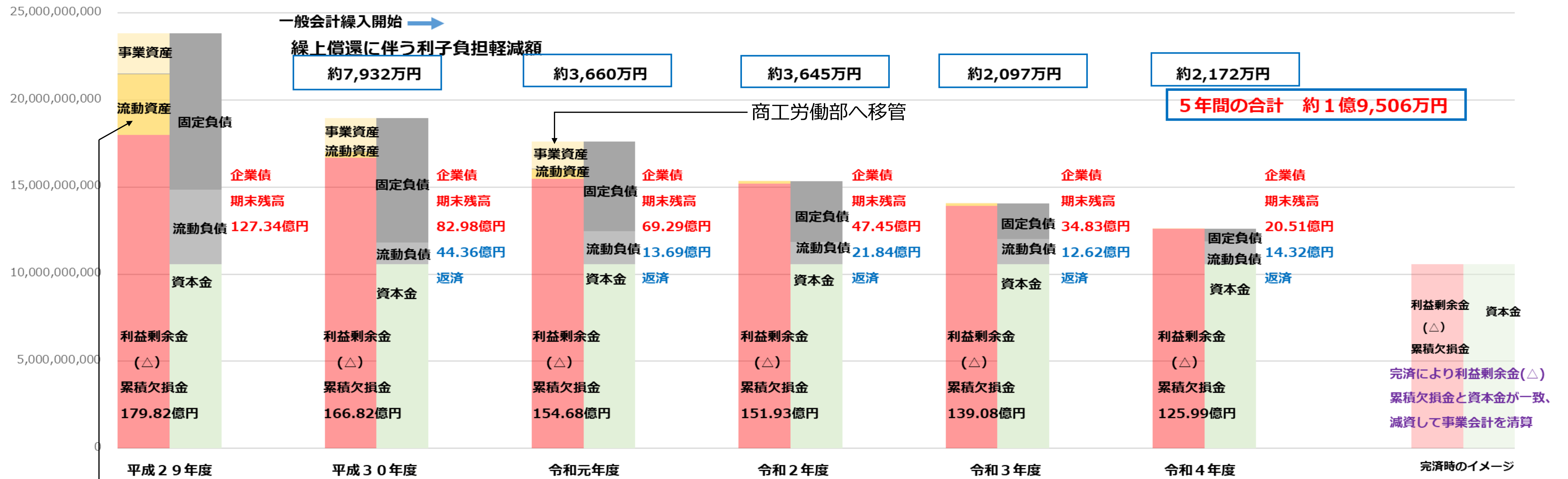
償還期間：R6まで

これらの3工業団地の未分譲地は、地域開発事業の廃止に伴い、令和3年3月末日をもって商工労働部に移管（約65.5ha(未造成地含む) 簿価約15.2億円）されました。企業局では、企業債の償還を計画的に実施しています。

【参考】 地域開発事業における企業債の繰上償還の効果 – 5事業年度で約1.9億円の利子負担軽減 –

各年度のBS（年度末の数字）

(単位 円)



流動資産（手持ちの現金・預金）も企業債償還財源に充当

- 地域開発事業の廃止決定(令和3年2月議会で議決)
- 地域開発事業の廃止施行期日：令和7年4月1日
- 未分譲地（事業資産）と販売業務を商工労働部へ移管（令和3年4月1日）